

第1 設問1

1 死体遺棄罪の予備的訴因を追加するという訴因変更（刑事訴訟法（以下法令名省略）312条1項）は認められるか。訴因変更の可否、すなわち、死体遺棄罪と保護責任者遺棄罪の両訴因について、「公訴事実の同一性」が認められるか問題となる。

2 公訴事実の同一性について、①狭義の同一性か②単一性が認められる場合に、認められる。

3(1) それでは、狭義の同一性は認められるか。公訴事実の同一性が求められる趣旨は、同一事実に対して複数の回の刑罰の行使を防止することにある。そして、かかる刑罰権の行使が同一事実の犯罪に対するか否かは、基本的事実の共通性により判断する。また、補助的に、非両立性も考慮する。

(2) 本件について、旧訴因では、犯行場所は、H県I市L町456番地先山林であり、反抗態様はVが令和6年8月5日に傷害を負い、瀕死に陥っていることを甲が認めたのに、甲がVに対して生存に必要な保護をせず、Vを同市L町456番地先山林まで自動車運び、Vを山林に置き去りにしたというものである。また、旧訴因において、犯行日時も、令和6年8月5日午後6時頃から7時頃までの間である。他方で、新訴因でも、犯行日時も令和6年8月5日午後6時頃から7時頃までの間である。また、犯行場所も、同地点である。しかし、犯行態様は、死んでいるVを投棄することである。これら、犯行は態様が異なるとも思える。しかし、死体遺棄罪と保護責任者遺棄罪において、死亡と生存は両立しない。そのため、両罪は、非両立関係と言える。

(3) したがって、基本的事実関係が類似しており、さらに、両訴因は非両立関係であるため、狭義の公訴事実の同一性が認められる。

4 よって、両訴因に公訴事実の同一性が認められ、訴因変更は認められる。

第2 設問2

1 裁判所は、甲がVを遺棄した時点でVが生きていたか死亡していたかの明らかでないという心証を得ている。かかる心証では、「犯罪の証明があった」（333条1項）とは認められず、疑わしきは被告人の利益の原則に反し、死体遺棄罪で有罪とすることは、許されないのではないかと。予備的認定の可否が問題となる。

2 複合的認定は、複合的構成要件の作出に等しく罪刑法定主義に反するため、認められない。他方で、予備的

1
認定であっても、二者択一関係にある犯罪事実には包含関係がある場合には、包含される事実について、合理的疑
2
いを超える程度の心証が形成されているといえるし、各犯罪について有罪判決を出すことになるため、罪刑法定
3
主義に反しない。
4
3 本件では、死体遺棄罪の保護法益は、社会一般の宗教的感情である。他方で、保護責任者遺棄罪の保護法益
5
は、生命及び身体である。そのため、両罪において、保護法益上の重なり合いはない。また、行為態様につい
6
て、死体遺棄罪の実行行為である遺棄は、習俗上の埋葬等とみられる方法によらないで死体等を放棄することで
7
ある。他方で、保護責任者遺棄罪の遺棄は、移置又は放置である。これは、保護が必要であるものを置き去り又
8
は、移置することにより生命・身体を害する危険があるためである。死体遺棄罪において、生命・身体に対する
9
危険の発生は不要であるが、保護責任者遺棄罪においては必要である。そのため、甲が死亡しているVを遺棄し
10
た場合には、Vの生命身体に対する危険は生じることはなく、保護責任者遺棄罪は成立しえない。他方で、Vが
11
生きていた場合には、死体を放棄することには当たらない。そのため、死体遺棄罪は成立しえない。したがっ
12
て、死体遺棄罪と保護責任者遺棄罪は、包含関係ではなく、択一関係にあるといえる。
13
そうであるならば、裁判所が、保護責任者遺棄致死罪か死体遺棄罪が成立したと心証得た場合には、両罪とも
14
に合理的疑いを超える程度の心証を得ていないこととなる。
15
4 よって、かかる認定は、犯罪の証明があったとはいえず、疑わしきは被告人の利益という原則に反するた
16
め、許されない。
17
18
19
20
21
22
23